

答申書（案）

1 下水道使用料改定の必要性について

【修正前】

本市においては、昭和58年の公共下水道の供用開始以降も、市内の広範に渡り整備を進め、浄化槽の設置と合わせて市民の生活環境の向上を図ってきた。その結果、下水道等の普及率は95%を超え、全国の同規模自治体の平均を大きく上回っている。

一方で、下水道使用料は、市町村合併による料金体系の統合後、行財政改革による人件費削減の還元の元、平成26年度に引き下げ改定を行って以降も、民間委託導入等による業務の効率化を図ることで、現在に至るまで据え置いてきた。

しかしながら、近年の急激な人口減少や節水志向の高まりを背景とした水需要の低迷により、今後も使用料収入の減少が見込まれる。さらに、急速に整備された現有施設の多くが、一斉に更新時期を迎えるため、その更新や維持管理に莫大な費用が必要になってくる。加えて、激甚化する災害対策や陥没等の事故対策も必須であり、下水道事業を取り巻く環境は一変した。

また、地方公営企業化した令和2年度から既に、収支差引の不足を補うための基準外の繰入（いわゆる赤字補填）を一般会計から繰入れており、独立採算を原則とする地方公営企業としては、その赤字補填の抑制・解消及び持続可能な事業のための収入確保が喫緊の課題であるといわざるを得ない。

以上のことから、今後更に悪化する経営見込みも踏まえ、将来世代に大きな負担を残さないため、下水道使用料の改定はやむを得ないと判断する。

修正意見無し

答申書（案）

1 下水道使用料改定の必要性について

【修正後】

修正無し

【修正前】

2 改定の程度（改定率）について

赤字補填を解消し、独立採算を図るために、37.1%の値上げ改定が必要であり、本来、この改定率を目標にすべきである。しかしながら、下水道使用料は市民生活に直結し、地域経済を支える事業者にとっても大きな影響を及ぼすものである。このことから、基準内の繰入金の精査や経営改善の取組などを通じて経営基盤強化を図った上、**急激な負担増とならないよう段階的な改定とするなど可能な限り市民生活等へ配慮するべきである。**

→ (A)

なお、国が国庫補助金の要件としている経費回収率に事実上の目標水準（80%以上）があることにも留意し、改定率の目安とされたい。

→ (B)

■修正意見概要

(A)

①多くの委員から出た意見であることから強調してほしい。

⇒下線を引いて**視覚的に工夫すること**により強調したい（事務局）

(B)

①出だしの「37.1%」のインパクトが強い。会の意見としては、こちらがより重要であることからもっと強調すべき。

⇒公営企業として、目標となる独立採算に必要な改定率を記載し、規模感を伝えるべきと判断。この改定率ありきでないことは後段により明らかであるが、**視覚的な工夫や、表現の強調などで負担軽減を印象づけたい**。（事務局）

②言い回しとして弱い。

⇒会の総意であることから、**断定的な言い回しに修正し、強調したい**。（事務局）

③具体的な改定率を目安として入れられないか。

⇒会の中でも複数の改定率（段階的含む）が意見されたところであり、答申の段階で**一本化は困難と判断**。答申を受けた市長の議会提案にあたり、**ある程度融通の利く表現としたいため、このままする**。（事務局）

【修正後】

2 改定の程度（改定率）について

赤字補填を解消し、独立採算を図るために、37.1%の値上げ改定が必要であり、本来、この改定率を目標にすべきである。

しかしながら、下水道使用料は市民生活に直結し、地域経済を支える事業者にとっても大きな影響を及ぼすものである。このことから、基準内の繰入金の精査や経営改善の取組などを通じて経営基盤強化を図った上、**急激な負担増とならないよう** 可能な限り市民生活等へ配慮するべきである。

については、国が国庫補助金の要件としている経費回収率の**目標水準（80%以上）**を反映しつつ、段階的な改定とするなど**負担軽減を図ることが必要である。**

着色のとおり文言修正
かつ、下線で強調

今後、使用料改定を進めるにあたり、次の事項に留意すること。

- (1) 使用者の理解を得るには、地方公営企業としての経営努力が大前提となる。これからも、経費削減や将来の負担軽減の観点から、経営改善に取り組むこと。
- (2) 下水道事業は現在全国的に様々な課題を抱えている。今後国による制度の改正があることも視野に入れ、基準内の繰入れや公費等の財政措置を適切に活用した経営基盤強化を図ること。
- (3) 一般家庭はもとより、本市の地域経済や雇用を支える事業者への影響も特に大きなものとなるため、大口使用者等一部の利用者に負担が偏らないよう配慮すること。
- (4) 改定の必要性や本市の使用料水準が高くなる理由、また、改定後の使用料体系等について、市民に分かりやすく周知すること。

■修正意見概要

(C)

- ①一般家庭に比べ、事業所の負担がかなり大きい印象を受ける。「特に」を削除したほうが、一般家庭から見た表現として適切か
- ②実際の値上がり額は、事業所規模によっては、年間100万円を超える負担増となる。そういう意味では表現として誤ってはいないと考える

⇒経済活動の停滞を憂慮する意見を多数頂戴したため、附帯意見として反映したもの。どちらに肩入れするということではなく、極端に偏らないよう公平にといった主旨である。確かに一般市民から見た場合に違和感があることも否めないため「特に」を削除することとした。(事務局)

⇒(全委員了承)

今後、使用料改定を進めるにあたり、次の事項に留意すること。

- (1) 使用者の理解を得るには、地方公営企業としての経営努力が大前提となる。これからも、経費削減や将来の負担軽減の観点から、経営改善に取り組むこと。
- (2) 下水道事業は現在全国的に様々な課題を抱えている。今後国による制度の改正があることも視野に入れ、基準内の繰入れや公費等の財政措置を適切に活用した経営基盤強化を図ること。
- (3) 一般家庭はもとより、本市の地域経済や雇用を支える事業者への影響も大きなものとなるため、大口使用者等一部の利用者に負担が偏らないよう配慮すること。
- (4) 改定の必要性や本市の使用料水準が高くなる理由、また、改定後の使用料体系等について、市民に分かりやすく周知すること。

着色箇所を削除

4 審議会委員

【修正前】

上下水道関係 有識者	大学教授等	こまつ 小松 俊哉	会 長	再任 4期目	H30. 10. 1	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 教授
下水道事業 有識者	(公社) 日本下水道協会	たかの 高野 忠富		再任 4期目	H30. 10. 1	公益社団法人日本下水道協会 経営・研修部 経営課 主幹
会計・財務 有識者	税理士会	おみ 尾身 信幸		再任 2期目	R4. 10. 1	税理士 尾身会計事務所
上下水道行政 有識者	上下水道行政経験者	にわの 庭野 和浩	副 会 長	新任	R6. 10. 1	元市職 (上下水道局長)
水道事業 有識者	(公社) 日本水道協会	ふくしま 福島 岳志		新任	R6. 10. 1	公益社団法人日本水道協会 調査部調査課 調査専門監
商工業利用者 代表	商工会議所	さの 佐野 比呂史		再任 4期目	H30. 10. 1	十日町商工会議所 専務理事
商工業利用者 代表	商工会議所	いいづか 飯塚 一成		再任 3期目	R2. 10. 1	(株) イイキ 代表取締役社長
消費者代表	消費者協会	やまが 山賀 とし		再任 3期目	R2. 10. 1	十日町市消費者協会 会長
消費者代表	消費者協会	まるやま 丸山 けさ子		新任	R7. 5. 22	十日町市消費者協会 副会長
使用者・ 受益者代表	地域自治組織 連絡協議会	おおしま 大島 裕介		新任	R6. 10. 1	中条飛渡地域協議会理事 中条地区振興会副会長
使用者・ 受益者代表	地域自治組織 連絡協議会	ながつ 長津 智子		新任	R6. 10. 1	十日町西部地区振興会 会員
使用者・ 受益者代表	地域自治組織 連絡協議会	たかさわ 高澤 厚子		新任	R6. 10. 1	まつだい地域振興会 理事

5 審議会開催状況

開催回	開催日	時間	会場	主な内容
第1回	令和7年 7月4日 (金)	PM 2:45~	市役所防災庁舎 大会議室	・ 諸問 ・ 下水道使用料の算定方法・基準 ・ 今後の改良・更新事業
第2回	8月5日 (火)	〃	〃	・ 財政シミュレーション ・ 改定率
第3回	8月28日 (木)	〃	〃	・ 改定率 ・ 他自治体との比較 ・ 使用料体系
第4回	10月8日 (水)	〃	〃	・ 答申の方向性 ・ 答申書作成
最終回	11月●日	—	書面開催	・ 答申書確定

修正意見無し

4 審議会委員

【修正後】

5 審議会開催状況

修正無し